

議案第20号

調布市敬老金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年2月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

対象者の要件及び額を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市敬老金条例の一部を改正する条例

調布市敬老金条例（昭和37年調布市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中アを削り，イをアとし，アの次に次のように加える。

イ 85歳

第2条第3号中ウを削り，エをウとし，オを削り，カをエとし，キを削る。

第3条第1号中「ア」を「ア，イ又はウ」に改め，同条第2号中「イ又はウ」を「エ」に改め，同条第3号及び第4号を削る。

附 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。